

## 千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

当委員会における平成30年中の活動状況は次のとおりでした。

### 不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が、労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

| 前年からの繰越し | 取扱件数  |   | 終結状況 |    |    |     |     | 翌年への繰越し |
|----------|-------|---|------|----|----|-----|-----|---------|
|          | 新規申立て | 計 | 命令   | 却下 | 和解 | 取下げ | 終結計 |         |
| 3        | 1     | 4 | 1    | 0  | 1  | 1   | 3   | 1       |

- ・新規申立ては1件で、前年からの繰越し3件を含めた4件のうち3件が年内に終結し、1件は翌年への繰越しとなりました。
- ・当委員会では審査の期間の目標を1年3月以内としています。終結事件3件のうち、2件は目標の期間内で終結しましたが、1件は約1年4月かかり終結しました。

### 労働争議のあっせん

労働組合と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

| 前年からの繰越し | 取扱件数 |   | 終結状況 |     |     |     |   | 翌年への繰越し |
|----------|------|---|------|-----|-----|-----|---|---------|
|          | 新規申請 | 計 | 解決   | 打切り | 取下げ | 不開始 | 計 |         |
| 1        | 2    | 3 | 2    | 1   | 0   | 0   | 3 | 0       |

- ・新規申請は2件で、前年からの繰越し1件を含めた3件は全て年内に終結しました。
- ・終結した3件の係属日数は、最短14日、最長52日であり、平均は28日でした。
- ・終結状況は、解決が2件、打切りが1件であり、主な調整事項は、団体交渉の促進、手当の改善などとなっています。

### 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

| 前年からの繰越し | 取扱件数 |    | 終結状況 |     |     |     |   | 翌年への繰越し |
|----------|------|----|------|-----|-----|-----|---|---------|
|          | 新規申請 | 計  | 解決   | 打切り | 取下げ | 不開始 | 計 |         |
| 1        | 13   | 14 | 2    | 3   | 0   | 0   | 5 | 9       |

- ・新規申請は13件で、前年からの繰越し1件を含めた14件のうち、5件が年内に終結し、9件は翌年への繰越しとなりました。
- ・終結した5件の係属日数は、最短26日、最長71日であり、平均は46.4日でした。
- ・終結状況は、解決が2件、打切りが3件であり、主なあっせんを求める事項は、契約更新拒否・雇止めやパワーハラスメントなどとなっています。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索